

議案第4号

教育委員会定例会資料
平成26年12月24日
教育部生涯学習課
課長：蓮井 昭夫 担当：藤森 智
内線 763-213

安曇野市地区公民館報表彰要綱の制定について

平成25年12月25日に定めた「安曇野市地区公民館表彰規定」を改め、下記の理由により「安曇野市地区公民館報表彰要綱」として制定したいので協議します。

記

理由：要綱とすることで、広く周知できるため。

安曇野市地区公民館報表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地区公民館活動の発展及び活性化を図るため、市内の地区公民館が発行する公民館報（以下「地区公民館報」という。）のうちから、特に優秀なものを表彰することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象となる地区公民館報は、前年度の2月1日から当該年度の1月31日までの間に発行したものとする。

(表彰の種類及び点数)

第3条 表彰の種類及び点数は、次のとおりとする。

(1)最優秀賞 1点

(2)優秀賞 2点

(表彰の申請)

第4条 表彰の申請をしようとする者は、別に定める期間中に、安曇野市地区公民館報表彰申請書（別記様式）に必要な書類を添付して、安曇野市中央公民館長に申請するものとする。ただし、申請する地区公民館報（以下「応募作品」という。）は、各地区公民館につき1点限りとする。

(審査会)

第5条 応募作品の審査を行うため、安曇野市地区公民館報表彰審査会（以下「審査

会」という。)を設置する。

(組織)

第6条 審査会は、委員5人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1)安曇野市教育長

(2)安曇野市中央公民館長

(3)安曇野市中央公民館長の推薦する者

(4)学識経験者

2 委員の任期は、委嘱又は任命された日から審査が終了した日までとする。

3 審査会に会長を置き、安曇野市教育長をもってこれに充てる。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

(表彰の方法)

第9条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈することにより行う。

2 表彰は、安曇野市公民館大会において行う。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 年 月 日から施行する。

別記様式（第4条関係）

安曇野市地区公民館報表彰申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市中央公民館長

申請者

居所又は住所

地区公民館長名

印

安曇野市地区公民館報表彰要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

応募作品名	例：○月○日号（平成○○年○月○日発行）
発行部数	部
主な記事の掲載意図	
以下は、応募作品以外の状況も含めて御記入ください。	
年間発行回数	回
判型・平均ページ数	判 ページ
1部あたりの経費	円
製本形式	外注 ・ コピー（印刷機）
編集体制	例：○○編集委員会（△人）

※ 添付書類・・・応募作品6部